

山口大学、「人勸準拠が原則」と言いながら、勤勉手当 引き上げは今年度値切り(年間0.1ヵ月を0.05ヵ月のみ)

12月9日（金）10時15分から「就業規則等の一部改正案」についての組合及び吉田事業場過半数代表者への説明会が行われました。これには組合から鴨崎委員長、森下書記長等6名が、大学側は梅田人事課長、人事課副課長2名、人事課係長3名が出席しました。

この中で、人事院勧告を受けた国家公務員給与法の一部改正を踏まえた「山口大学職員給与決定規則一部改正案」についての説明がありました。その内容は民間等のボーナス率の引き上げ状況を反映した形で年間0.1ヵ月引き上げた国家公務員給与法改正どおりとせず、今年度は12月支給分の0.05ヵ月分のみを実施する、すなわち6月支給分0.05ヵ月については遡及しないというものです。

このことについて説明資料では「現在、大学運営の予算は非常に厳しい状況に置かれている。・・・『勤勉手当の引上げ』については、苦渋の決断であるがやむを得ず。」等としていますが、その具体的な資料提示もなく、法人化後一貫して人勸どおりに給与決定規則を改正してきた大学方針から逸脱する根拠の説明もありませんでした。

扶養手当の段階的引き下げは明らかな労働条件不利益変更～労働契約法上、許されない措置

その上、「扶養手当」について、子どもの手当は増額されるものの、配偶者及び父母等に対する手当額は段階的に引き下げるという明らかな労働条件の不利益変更についてもそのまま実施しようとするものとなっています。具体的には、教授及び一般職8級の場合は現在13,000円の配偶者手当及び現在6,500円の父母等に対する手当を、段階的に引き下げ2019年度（H31年度）以降はそれぞれ3,500円とする、というものです。これ以外の教職員については段階的に引き下げて2018年度（H30年度）以降にはそれぞれ6,500円とするとされています。

「扶養手当額切り下げ」は、労働契約法第9条で原則禁止されている労働条件の不利益変更にあたるもので、到底認めることのできない改正案ですし、勤勉手当引き上げ割合の一部不実施との提案は、今年度限りとは言え、国立大学法人化後、山口大学が「給与決定規則改正の基準」としてきた「人勸準拠原則」を崩すものとなっています。

組合、ただちに団体交渉開催と速やかな資料提示を求める

このため組合は、説明会の席上でこれらの問題点を指摘し、ただちに口頭での団体交渉申し入れを行った上で、当日（12/9）午後3時過ぎに「給与決定規則改正案に関する団体交渉申し入れ（裏面参照）」を提出し、併せて予算状況資料と「扶養手当」切り下げによる影響額資料をただちに提示することを求めました。また、問題の重要性からして、団体交渉の早期開催、過半数代表者からの十分な意見聴取はもとより、学長自身の責任で全教職員への説明会を開催すべきであることも併せて申し入れました。

扶養手当 <平成29年4月1日～段階実施> 扶養親族によって手当額を増額又は減額（*一部抜粋）

【一般職8級（部長の一部）の者及び大学教育職5級（教授）の者】

（単位：円）

年度 扶養親族	H28年度（現行）	H29年度	H30年度	H31年度以降 （完成）	現行と完成との 差額
配偶者	13,000	10,000	6,500	3,500	▲9,500
子	6,500	8,000	10,000	10,000	+3,500
父母等	6,500	6,500	6,500	3,500	▲3,000



2016年（平成28年）12月9日

山口大学
学長 岡正朗 殿

山口大学教職員組合

執行委員長 鴨崎 義春



「給与決定規則改正案」に関する団体交渉申し入れ

このことについて、本日12月9日（金）に当組合に対する明年1月1日付けでの「就業規則等の一部改正（案）」についての説明会が開催され、人事院勧告を受けた国家公務員給与法改正（11月24日公布）に準じた「山口大学職員給与決定規則改正案」が示されました。

改正案は、不十分とは言え改善にあたる給与の平均0.2%引き上げ等を含む一方で、労働契約法第9条で原則として禁止されている労働条件の不利益変更にあたる、扶養手当の切り下げ（配偶者及び父母等）を含んだものとなっています。さらに、「年間0.1ヶ月分の勤勉手当引き上げ」について、今年度限りとは言え、0.05ヶ月とするという国立大学法人化後、山口大学が「給与決定規則改正の基準」としてきた「人勸準拠原則」を崩すものとなっています。

説明資料によれば、勤勉手当についての対応について「大学運営の予算は非常に厳しい状況」「苦渋の決断であるがやむを得ず」等とされていますが、本日の説明会では、その根拠となる予算状況についての具体的な説明はなく、扶養手当切り下げという「労働条件の不利益変更」を正当化する根拠の説明もまったくありませんでした。

このため、「給与決定規則改正案」についての団体交渉を速やかに開催することを申し入れます。なお、予算状況、扶養手当切り下げの影響額、勤勉手当引き上げ一部不実施の影響額等の関連資料につきましては、遅くとも12月12日（月）中に当組合へ提示していただくよう求めます。

なお、問題の重要性からして、団体交渉の早期開催、過半数代表者からの十分な意見聴取はもとより、学長ご自身の責任において全教職員への説明会が開催されてしかるべきと考えますので、併せてご検討いただくようお願いいたします。